

第3回柏崎市農業委員会総会議事録

期日 令和2年8月31日（月）

場所 市役所4階 大会議室

議案 議第1号 農地法第3条許可処分取消申請について

議第2号 農地法第4条許可処分取消申請について

議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請について

議第4号 農地法第5条許可申請について

議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について

議第6号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について

議第7号 全国農業新聞の普及等情報活動の強化に関する申し合わせ決議について

議第8号 農業委員会法令遵守の申し合わせ決議について

その他 9月総会の会議開催予定日時

第4回総会を9月30日（水）午後開催します。

出席及び欠席の委員 別紙のとおり

並びに事務局職員

開会 午後3時30分

霜田事務局長

全員お揃いになりましたので、始めさせていただきます。最初に、皆様から向かって右側に、県からお二人がお見えです。一般社団法人新潟県農業会議の山口部長と金子審議役です。本日の総会、事務連絡等が終了した後に県内の様子やご指導をいただくため、後期の巡回も併せて本日お越しいただきました。ご挨拶は一連の総会が終わった後でしていただくことにいたします。

それでは、これより第3回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条第1項及び同条第2項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

また、同規則第4条により、会長が議長となります。それでは会長、よろしく申し上げます。

石塚会長

皆様、大変お疲れ様でございます。農作業がそろそろ忙しくなって皆様方も気がもめるのではないかと思います。今日はよろしく願いいたします。今ほど事務局からも説明がありましたとおり、県の農業会議の方から後程お話がいただけるということで、最後までご出席をいただければと思います。

数日前の新聞で、今年のJAの仮渡し金が大幅に下がったと報道されておりました。また今後も高温の日が続くとの予想もされております。皆様方におかれましては、熱中症に十分に気を付けながらご活躍をいただきたいと思ひますし、今年は大良かったと思えるような収穫になるよう願っております。

議長

それでは、総会を開催するにあたり、事務局から、本日の出席委員数の報告を願ひます。

霜田事務局長

事務局です。委員数は19人です。本日欠席報告は0人、現在の出席委員数は19人で、過半数であることをご報告いたします。

また、農地最適化推進委員の出席委員数は27人です。

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

これより、第3回総会を開催します。

議長

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を指名します。議長が指名することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、3番 鈴木 義雄委員、17番 水野 美保委員の2人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条許可処分取消申請について」事務局に説明を求めます。

山崎局長代理

はい、事務局でございます。それでは、議案書 1 ページをご覧ください。議第 1 号 農地法第 3 条許可処分取消申請についてご説明いたします。

土地の所在、地番、地目、面積、許可当時の譲渡人及び譲受人、申請事由の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 与板字十二平〇〇番〇 畑 1071 m²。与板〇〇番地 〇〇 〇。与板〇〇番地 〇〇 〇〇。昭和 13 年 1 月 1 日付けで、農地法第 3 条賃貸借権設定の許可を受けましたが、許可当時の譲受人が高齢となったことから、今後耕作の予定がなくなったため、取消を申請するものです。

申請番号 2 与板字花水〇〇番〇 畑 608 m²。与板〇〇番地 〇〇 〇。与板〇〇番地〇 〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇。昭和 13 年 1 月 1 日付けで、農地法第 3 条賃貸借権設定の許可を受けましたが、許可当時の譲受人が死去したことにより、今後耕作の予定がなくなったため、取消を申請するものです。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

質疑がなければ終了いたします。議第 1 号の申請案件を取消処分と決定することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 1 号の申請案件を取消処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 2 号 農地法第 4 条許可処分取消申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 2 ページをご覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可処分取消申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、申請者、申請理由及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 天神町字足軽丙〇〇番 外 1 筆 田 1777 m²。新赤坂五丁目〇番〇号 〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇。当初、倉庫を建築・利用しておりましたが、これを撤去したものです。第 2 種でございます。

申請番号 2 大字安田字中道川原〇〇番 畑 515 m²。大字安田〇〇番地 〇〇 〇。当初、牛舎を建設する予定でいましたが、これを取り止めるものです。第 1 種でございます。

なお、審査結果につきましては、許可取消申請書類審査結果一覧表 1 ページ上段のとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしく願いたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

質疑がなければ終了いたします。議第 2 号の申請案件を取消処分と決定することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 2 号の申請案件を取消処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 3 ページをご覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、当初計画者、承継者、転用目的、申請理由及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 橋場町字中島〇〇番 畑 316 m²。大字吉井〇〇番地 〇〇 〇〇。日吉町〇番〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇。当初計画者の住宅を建築する予定でしたが、これを取り止め、承継者の住宅を建築するものです。第 3 種でございます。議第 4 号第 5 条許可申請 申請番号 3 に関連するものです。

申請番号 2 半田一丁目字桶田〇番〇 田 199 m²。妙高市大崎町〇番〇号 〇〇 〇〇〇。大字両田尻〇〇番地 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇。当初計画者の住宅を建築する予定でしたが、これを取り止め、承継者の住宅を建築するものです。第 3 種でございます。議第 4 号第 5 条許可申請 申請番号 6 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表 2 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

質疑がなければ終了いたします。議第 3 号の申請案件を承認処分と決定することにご異議ございませんか。

議長

議第3号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に、「議第4号 農地法第5条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書4ページをご覧ください。議第4号 農地法第5条許可申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、渡人、受人、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号1 大字安田字新土〇〇番〇 外1筆 畑 260 m²。神奈川県横浜市旭区東希望が丘〇番地〇 〇〇 〇。大字安田〇〇番地〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇〇 〇 〇〇。宅地の拡張(庭)。第2種でございます。

申請番号2 大字平井字西川原〇〇番〇 外1筆 畑 205 m²。大字平井〇〇番地 〇 〇 〇〇。長峰町〇番〇-〇〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第2種でございます。

申請番号3 橋場町字中島〇〇番 畑 316 m²。大字吉井〇〇番地 〇〇 〇〇。日吉町〇番〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇。一般個人住宅。第3種でございます。議第3号第5条事業計画変更承認申請 申請番号1に関連するものです。

申請番号4 大字南条字天神腰〇〇番〇 外1筆 田 934 m²。大字南条〇〇番地 〇 〇 〇〇。大字南条〇〇番地 〇〇 〇 外1名。農家住宅。第2種でございます。申請地は、既に宅地として造成されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号5 米山町字カチコロビ〇〇番〇 田 95 m²。東京都昭島市松原町三丁目〇番〇-〇〇号 〇〇 〇〇。米山町〇〇番地〇 〇〇 〇〇。物置。第2種でございます。

申請番号6 半田一丁目字桶田〇番〇 田 199 m²。妙高市大崎町〇番〇号 〇〇 〇〇〇。大字両田尻〇〇番地 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇。一般個人住宅。第3種でございます。議第3号第5条事業計画変更承認申請 申請番号2に関連するものです。

申請番号7 ゆりが丘〇〇番〇 田 465 m²。半田二丁目〇番〇号 〇〇 〇。長浜町〇番〇号 〇〇 〇〇。駐車場。第2種でございます。

申請番号 8 城東一丁目字茨川〇〇番〇 外 1 筆 畑 109 m²。城東一丁目〇番〇号
〇〇 〇〇。鏡町〇番〇-〇〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇。駐車場及び通路
敷。第3種でございます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表 3 ページのとおり、特に
問題となる案件はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

質疑がなければ終了いたします。議第 4 号の申請案件を許可処分と決定することにご異
議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 4 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定につ
いて」事務局の説明を求めます。

月橋主事

事務局でございます。議案書 6 ページをご覧ください。

議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご
説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。

- 1 事業の区分 農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 買入分）
（県営経営体育成基盤整備事業 畔屋地区 関連）
- 2 権利の種類 所有権移転

- 3 当事者間の法律関係 売買
 - 4 所有権移転の時期 公告日
 - 5 引渡の時期 所有権移転登記完了日
 - 6 対価の支払時期 所有権移転登記完了後 10 日以内
 - 7 対価の支払方法 譲渡人の指定口座に振り込む
 - 8 対象農用地の面積 田 83 筆 40,468.72 m² 畑 1 筆 100.00 m²
その他 2 筆 144.00 m² 計 86 筆 40,712.72 m²
 - 9 関係人の数 受人 1 人 (新潟県農林公社)、渡人 27 人
 - 10 実施地区 柏崎市
 - 11 公告年月日につきましては、ご了解いただければ、令和 2(2020)年 9 月 18 日を予定しております。
- 明細は 7～12 ページのとおりです。
- 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号について事務局の提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 5 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「議第 6 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について」事務局の説明を求めます。

濁川職員

事務局でございます。議案書 13 ページをご覧ください。

議第 6 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について、説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり変更する。

- 1 事業の区分 利用権設定等促進事業
- 2 利用権の種類 賃借権・使用貸借権
- 3 利用権の設定・移転の別 移転
- 4 権利の移転日 令和 2 年(2020)年 9 月 20 日
- 5 権利の終了日 明細表に記載のとおり
- 6 対象農用地の面積 賃借権 (一般分) 田 25 筆 15,780.00 m²
(円滑化分) 田 45 筆 43,933.00 m²
使用貸借権 (円滑化分) 田 13 筆 8,054.00 m²
計 67,767.00 m²
- 7 関係人の数 受人 4 人、渡人 4 人、所有者 25 人
- 8 計画変更の理由 明細表に記載のとおり
- 9 実施地区 柏崎市
- 10 公告年月日につきましては、ご了解いただければ、令和 2 年(2020)年 9 月 18 日を予定しております。

農用地利用集積計画の明細については 14 ページから 18 ページをご覧くださいと思います。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 6 号について事務局の提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 6 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「議第 7 号 全国農業新聞の普及等情報活動の強化に関する申し合わせ決議について」事務局の説明を求めます。

濁川職員

事務局でございます。説明の前に、お手元に全国農業図書のビニール袋が置いてありますが、その中にタオルが 3 本、ボールペンが 3 本、申込書が 3 枚と、農業新聞の推進に必要な書類及び粗品が入っておりますのでご活用ください。田尻地区から西山地区までの各地区別にクリップで留めてある一覧表がございますが、これで班編成を組んでいただきます。また、どうして農業新聞を推進しなければならないのかという冊子もついておりますし、現在農業委員さん及び推進委員さん以外でご購読をいただいている方々の地区別の明細をお配りしましたので、参考にしてください。

それでは、議案の説明をさせていただきます。議案書 19 から 21 ページをご覧ください。

議第 7 号 全国農業新聞の普及等情報活動の強化に関する申し合わせ決議について（案）。農業一般に関する情報提供（農業委員会等に関する法律第 6 条第 3 項第 2 号）の活動強化を図るため別紙のとおり申し合わせ決議する。

「農地利用の最適化達成に向けた全国農業新聞拡大 3 ヶ年運動」（令和元年度～3 年度）に基づく普及推進計画。令和 2 年度 柏崎市農業委員会情報活動（全国農業新聞普及活動）計画。令和 2 年 8 月 31 日。柏崎市農業委員会。

情報活動の根拠と趣旨

1. 情報活動の趣旨

情報活動は、「農業委員会が、農業者の代表機関として、農業の発展、農業者の地位向上を図るという観点から行うものであり、農業者や農業団体のみならず、それ以外の者に対しても農業及び農業者に関する正確な知識、情報を普及することが求められている。」

2. 令和元年度の活動結果

(1) 活動結果

目標部数 200 部に対して、150 部

「農業委員一人が 1 年間に 1 部以上の購読者を獲得する」に対して、目標達成委員は 3 名です。

(2) 目標達成に至らなかった要因

購読中止者の増加（購読者の高齢化、死亡等）

※令和元年度新規購読数 4 部に対し、購読中止は 13 部

3. 新潟県全体の令和 2 年度購読者部数の目標

新潟県全体で 6,000 部

4. 柏崎市農業委員会の今年度目標

購読部数 200 部（平成 29～令和元年の 3 ヶ年平均部数）

農業委員・農地利用最適化推進委員一人が 1 年間に 1 部以上の新規購読者の申込みを確保する。

5. 普及拡大へ向けての具体的な方法

(1) 活動地区

農業委員・農地利用最適化推進委員の担当地区を基本として活動する。

(2) 推進対象者

幅広い農業者を対象として活動する。（認定農業者、集落のリーダー、青年農業者、行政書士、司法書士など）

(3) 活動期間

例年ですと 8 月～9 月が強化月間ですが、本年度は委員の改選があったため、令和 2 年 9 月～10 月を普及強化月間とさせていただきます。

(4) 活動方法

- ・普及資材を使った戸別訪問の実施
- ・購読申込みのあった方から記入してもらう書類

◎全国農業新聞申込書

（口座は J A 口座以外の金融機関での口座引落しも可能）

- ・購読料 1 か月 700 円（新申込用紙は年 2 回、7 月と 1 月に購読料を口座振替）

(5) 情報活動による活動費

- ・普及推進にかかる経費は農業委員会の申請に基づき全国農業新聞新潟県支局が支払う。（上限 2 万円）

今日皆様のお手元にあるお茶はこの 2 万円から一部貰って配っていますし、農業委員任命式・推進委員任命式の時のお茶もこの 2 万円の中から出ています。

- ・新規申込みを勧奨された農業委員に対し、申込 1 部につき農業委員会の申請により、全国農業新聞よりクオカード（500 円）1 枚を進呈する。

普及推進強調月間中に新規申込みを勧奨された農業委員に対し、申込 1 部につき農業委員会の申請により、全国農業新聞よりクオカード（1,000 円）を進呈する。

先般、新規委員さんの勉強会があったのですが、翌日に 3 か月間の無料購読の申し込みを持ってこられた委員さんがおられました。その委員さんに対しては 3 か月間のお試し購

読が終わったら本契約に移っていただけるよう、申込書もお渡ししてあります。また参考までに、今回退任された農業委員さん推進委員さんで継続購読される方は一人もいらっしゃいませんでした。新規に委員になられた方は、前期の誰かの代わりになっていますので、まずそういう人にアタックして、「私の任期中は新聞を取ってください」とお願いしてみるのも一つの手段かなと思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 7 号について事務局の提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 7 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「議第 8 号 農業委員会法令遵守の申し合わせ決議について」事務局の説明を求めます。

霜田事務局長

議案書 22 ページをご覧ください。議第 8 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、ご説明申し上げます。

農業委員会の委員及び事務局の職員について、全国での不祥事事例をお話しする中で法規の保持、肅正について申し合わせを行ってきました。7月20日に農業委員、8月3日には農地利用最適化推進委員に辞令書を交付させていただき、第24期の柏崎市農業委員会がスタートしました。つきましては、本日、24期の委員が市役所に一堂に会する初めての機会です。新会長の元、改めて法令遵守の申し合わせ決議を行いたく上程させていただきましたので、申し合わせくださるようよろしくお願い申し上げます。

議第 8 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

令和 2 年 8 月 31 日。柏崎市農業委員会 会長 石塚道宏。

- 1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
- 2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 8 号について事務局の提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 8 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

その他の事項について事務局からお願いします。

霜田事務局長

お手元の「第3回農業委員会総会（R2.8.31）事務局事務連絡」をご覧ください。

1 今後の予定（別紙参照）

・第3回運営会議

9月17日（木）9時から 柏崎市役所第二分館2階 第6会議室

会長、職務代理人、農地・農政・情報会議代表者の5名の方は出席をお願いします。

・市町村農業委員会会長研修会

10月14日（水）午後（予定） 新潟市「新潟東映ホテル」

石塚会長の出席をお願いします。

・新潟県農業委員会大会

11月19日（木）午後（予定） 三条市「燕三条地場産業センターメッセピア」

詳しいことはまだ連絡がありませんが、毎年、各農業委員会全員が対象で大勢参加されておりますので、全員の参加をお願いいたします。

2 新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税及び都市計画税の軽減について

添付書類があります。新型コロナウイルス感染症で厳しい状況が続いているということで、令和3（2021）年度の1年分に限って固定資産税・都市計画税の軽減を行うというお知らせです。中小企業事業者等であることが大前提ですので、皆様方の周りにこういう方がおられましたら、周知をお願いいたします。基本的には商工会議所から案内が出ているのですが、横断的に農業委員会としましても、この話がもれなく伝わるよう、周知をお願いするものです。

3 委員活動における情報発信等のあり方について

特に資料は添付しておりません。8月11日の新任者の研修で県農業会議からも来ていただいて説明を行いました。その中で澁江推進委員から質問された内容をおさらいしながら、皆様にもご注意をいただきたいと上げさせていただきました。

農業活動をする中でSNSでの情報発信をしているとの話があり、それに対して、情報発信はよいことだが、発信するうえで、写真や動画は注意したほうがよいとのことでした。

人物が特定される写真や動画は、写っている本人の許可を得た上でアップする。また、隠れて撮影しないこと、これは私が以前広報にいたときの話で、えんま市の取材でカメラを持って行くのですが、隠れるように気づかれないように撮ると後々苦情が出ることもあるので、分かるように腕章をつけて「撮らせていただきます」とアナウンスした上で撮るようにしていました。撮られて困る人は、伝えるとその場から居なくなりますので、撮る前にそのことを伝えてから撮るようにしてください。また、以

前クルーズ船のクルーから聞いたことなのですが、一緒に居てはいけない乗客の写真が記事として新聞に載ったことで、その乗客の家族や知り合いから問い合わせが来て、写真の撮り方を反省したということがあったようです。ですので、そういったことにも注意していただきたいという意味で、気づかれないように撮影はしない、ということをお願いします。

それから、いろいろ情報を発信する中で個人情報載せる人はいないと思いますが、個人情報、知り得た秘密の漏洩に気をつけてください。

次の、誹謗中傷の恐れについて。掲載して発信した後で炎上してしまうことはよく聞くことで、発信する時にはピンと来ていないのかもしれませんが、よくよく内容を考えたうえで発信してください。

著作権の侵害について。写真等は撮影者を写真の下に掲載すればいいのですが、あたかも自分が撮ったように無断掲載したり、既にある動画を加工して再掲載したりということは、絶対にしないようにお願いします。

それから政治、宗教、性差、LGBT、この地域は云々といった地域の話に注意をしてください。

最後になりますが、普段から自分がやっていること、掲載したことによって、人がどういう風に思うのか、どう捉えられるのか、自分がその責任を取れるのかということまで考えて、情報を出していただきたい。まして皆様は農業委員・農地利用最適化推進委員という看板を背負っている非常勤の公務員です。縛られる部分は自ずとお分かりだと思いますが、個人だけの話では済まないことになりますので、一層注意をしていただきたいと思います。

4 「全国農業新聞優秀農業委員会賞」の受賞について

一般社団法人全国農業会議所の二田会長から表彰状をいただきました。事務局のカウンターのデスクマットに挟んでおきますので、事務局へ来た時にご覧ください。

5 「令和2年7月豪雨災害義援金」の募集について

募集の案内を添付しました。昨年一昨年の台風と水害の時にも委員さんから御支援をいただきました。重ね重ねで申し訳ありません。皆様からいただいた義援金と事務局の義援金とを合わせて、県に送金したいと考えております。来月の総会の前後で結構ですので、御一人 1000 円の御支援を事務局にお持ちくださいますよう、よろしくをお願いします。

6 第4回農業委員会総会

9月30日(水)午後 農業委員・推進委員 柏崎市役所会議棟1階 第1会議室
事務局から、以上です。

議長

ただ今の事務局からの説明の中でご意見ご質問等ございましたら、発言をお願いします。

－「なし」との声あり－

議長

以上で議案審議等は終了しました。

次に、事務局からお願いします。

濁川職員

農業経営基盤強化促進法による利用権の再設定及び新規設定について説明させていただきます。

この取り組みは、農地の流動化を促進し、担い手への利用集積を図ることを目的として

- ① 期間満了となる農用地利用集積計画による利用権の更新
 - ② 担い手への農地の面積集積
 - ③ 遊休農地の発生防止のための出し手・受け手の結び付け
- のために活動していただくものです。

活動期間は、令和2年10月9日（金）までです。取りまとめ頂いたものは、今年11月の総会に諮り、12月に公告の予定です。

今回の更新案件は86件、309筆、約25.5ha（254,673.15㎡）で、このうち、皆様からは55件の更新活動をお願いすることになります。

それでは、お手元にお配りしました封筒の中身のご確認をお願いいたします。

クリップ留めの書類と、水色、ピンク色の紙で留めてある書類です。

まず、クリップ留めの書類をご覧ください。左上に委員さんの名前が入っています。「農業経営基盤強化促進法による利用権設定書の配布と回収について（お願い）」の文書と「利用権設定申出書のQ&A」（A4裏表）、今回再設定の申出書の配布をお願いする委員さんには「農地利用集積計画終期一覧表」（A3）です。この一覧表（A3）は個人情報ですので、活動終了の際、必ずお返しを頂きたいと思っております。

次に、水色の紙で留めてある書類は「再設定の申出書」です。今回「再設定の申出書」のない委員さんもおられます。

最後に、ピンク色の紙で留めてある書類は「新規設定の申出書」が3部入っております。新規設定される方にお渡しください。不足の場合は事務局にお申し出ください。

手続については、更新の申出書に所有者と耕作者の方から、賃借料と設定期間を記入し

てもらい、署名押印をしてもらってください。それぞれの申出書に記入例がついていますのでそれを参考にしてください。

また、更新しない場合であっても、必ず、結果をご報告いただきたいと思います。

農地中間管理機構、またJAを通じて設定する場合、受付窓口はJAとなっております。今回お配りしました事務局受付の申出書とは用紙が異なりますのでご了承ください。

次に、お配りした更新書類について地区担当基準で振り分けてありますが、一覧表をご覧ください、これは自分よりも別の委員さんが担当したほうが円滑に進むといったような場合は、双方で協議いただいて、調整していただければと思います。なお、担当する委員さんが変更になった場合、必ず事務局にご連絡ください。

その他、所有者住所が市外、県外、相続登記が済んでいない等の農地の場合は事務局扱いとして、事務局から直接所有者に送付します。

提出締切は、10月9日（金）ですので、よろしく願いいたします。

以上です。ご質問がございましたらお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの説明の中でご意見ご質問等ございましたら、発言をお願いします。

－「なし」との声あり－

議長

各会議の代表から連絡事項等はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

以上で本日の日程は終了しました。

それでは、閉会の挨拶を佐藤会長職務代理者からお願いいたします。

佐藤会長職務代理者

お疲れ様です。先日の日本農業新聞の中でJAの会長が、国内で消費するものは国内で生産していかなければならないということ、コロナウイルスの教訓として実感したとのインタビューへの発言がありました。農業関係でいうと業務用米と酒米が一番影響を受けているところです。主食米についてもいろいろ問題がありますが、収穫の時季を迎えて、次年度へ向けての計画を考える段階にも入ります。我々も経営の中で地域における消費ニ

ーズのあるものをどう作っていくか、どう提供していくかということを考えながら計画を立てなければならないと思ったところです。

この後、農業会議や編集会議がありますが、総会は以上です。お疲れ様でした。

閉会 午後4時30分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名押印する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____